

# 米津だより

令和6年  
5月号

愛知県西尾警察署  
米津交番  
0563-57-0110

## 身につけよう 交通ルールと ヘルメット ～自転車を安全に利用しよう～



自転車は身近な交通手段であり、特に最近では、環境負荷が少なく、健康増進に資することなどから注目を集めています。しかし、一部の自転車利用者の交通ルールを無視した行動や、マナーの悪さに対する批判の声が後を絶ちません。

自転車は、「車両」です。自動車と同じように法律で定められた交通ルールを守る義務があり、ルールを守らなかった場合には罰則を科せられることもあります。また、自転車の乗り方によっては 相手にけがをさせる凶器になります。万一相手にけがをさせた場合には、刑事責任を負ったり、損害賠償を求められたりする可能性もあります。

### ◎ 自転車は、車道通行が原則です。

- 自転車は、車道と歩道の区別のある道路では、車道を通るのが原則です。また車道を通る自転車は、道路工事などの場合を除き、車道の左端に沿って通行しなければなりません。
- 自転車道があるところでは、道路工事などの場合を除き、自転車道を通行しなければなりません。
- 自転車は、道路の左側に設けられた路側帯に限り通行することができますが、歩行者の通行の妨げとなる場合や白色の二本の実線で標示された路側帯は通行できません。
- 自転車が歩道を通行することができる場合は、次のとおりです。
  - ☆ 歩道に自転車歩道通行可の道路標識等があるとき
  - ☆ 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者が自転車を運転するとき
  - ☆ 安全に車道を通行することに支障がある身体の障害を有する人が自転車を運転するとき
  - ☆ 道路工事や連続した駐車車両などのために、車道の左側を通行することが困難である場合など自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき

### 油断しない 安全に見えても危険かも

4月、5月の行楽期から気温の上昇とともに、海でのマリンスポーツや川での釣り・水遊び、春山登山などのアウトドアレジャーが盛んになります。

自然に触れるレジャーは、楽しみがある反面、自然ならではの危険もあり、山岳遭難・水難の発生も例年4月頃から発生する傾向があります。

アウトドアでの事故を防ぐためには、自然を甘く見ず、危険をきちんと認識し、計画を立てて行動することが大事です。

### 最後に一言（米津交番管内実態）

- ・西尾市内に置いて自転車盗被害が多発しています。  
自転車を停める時には、自宅であっても必ず施錠をして下さい。
- ・夕方「時間帯における交通事故が多発しています。  
夕暮れ時の早めのライト点灯とハイビームの活用をしましょう。

